

【別紙】

改正前	改正後
<p>2-1.④ 届出に関連して実施することが望ましい措置について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ (略)</li><li>・ 宿泊者、近隣住民等が住宅宿泊事業の届出の有無について確認することを可能とするため、都道府県知事等は、その<u>届出番号及び住所</u>を公表することが望ましい。</li></ul> <p>なお、情報の公表にあたっては、都道府県等の個人情報保護条例等との整合や、プライバシーへの配慮等も踏まえて具体的な公表方法を検討することが望ましい。</p>	<p>2-1.④ 届出に関連して実施することが望ましい措置について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ (略)</li><li>・ 宿泊者、近隣住民等が住宅宿泊事業の届出の有無について確認することを可能とするため、都道府県知事等は、その<u>届出住宅の所在地</u>を公表することが望ましい。</li></ul> <p>なお、情報の公表にあたっては、都道府県等の個人情報保護条例等との整合や、プライバシーへの配慮等も踏まえて具体的な公表方法を検討することが望ましい。</p>